

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月
和歌山県

1 現状

(1) 本県技能労務職員と県内民間事業所の類似業務従事者との給与比較

本県の技能労務職員の給与と県内民間事業所における類似の業務に従事する者との給与比較は次のとおりとなっております。

なお、県技能労務職員の給与は平成19年4月の支給額であり、対する民間の類似業務従事者の給与は賃金構造基本統計調査の平成16～18年の3箇年平均値です。

また、民間のデータには、日々雇用職員などのいわゆる非正規雇用職員を含んでいることや、年齢構成が県職員と異なることから、単純に比較することは困難ではありますが、本県技能労務職員は民間の類似業務従事者よりも高い給与水準にあります。

本県技能労務職員の職種ごとの平均給与月額

区 分	和 歌 山 県			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
全 体	48.7歳	421人	347,765円	388,331円
学校給食員	58.3歳	6人	398,872円	432,443円
守衛	47.1歳	16人	346,314円	387,379円
用務員	49.2歳	125人	333,589円	361,182円
運転業務員	49.8歳	44人	365,322円	421,014円
その他	48.0歳	230人	350,877円	395,749円

※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

民間の類似業務従事者の平均給与月額

区 分	民 間		
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全 体	—	—	—
学校給食員	調理士	44.5歳	250,300円
守衛	守衛	59.7歳	273,500円
用務員	用務員	53.9歳	227,200円
運転業務員	自家用自動車運転手	53.4歳	281,000円
その他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容等が完全に一致しているものではなく、また、雇用形態についても、民間データには日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者のうち1月に18日以上雇用された者など、いわゆる非正規雇用の者も含まれています。

(2) 職種ごとの年齢別職員数及び平均給与月額

		24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上
学校給食員	【職員数】									6人	
	【平均給与】									432,443円	
守衛	【職員数】				5人	5人		6人			
	【平均給与】				337,170円	384,693円		431,457円			
用務員	【職員数】	7人		10人	9人	8人	13人	16人	24人	27人	11人
	【平均給与】	211,335円		249,272円	289,399円	310,769円	344,296円	383,904円	403,851円	414,014円	417,800円
運転業務員	【職員数】		7人			11人		12人		14人	
	【平均給与】		331,750円			402,883円		434,689円		468,171円	
その他	【職員数】		7人	9人	24人	33人	41人	30人	35人	51人	
	【平均給与】		264,972円	313,781円	320,543円	368,852円	393,201円	408,288円	430,830円	451,558円	

※対象となる職員数が5人未満の場合には、他の年齢区分と合わせて平均給与月額を算出しています。

(3) 国の同種職員との比較

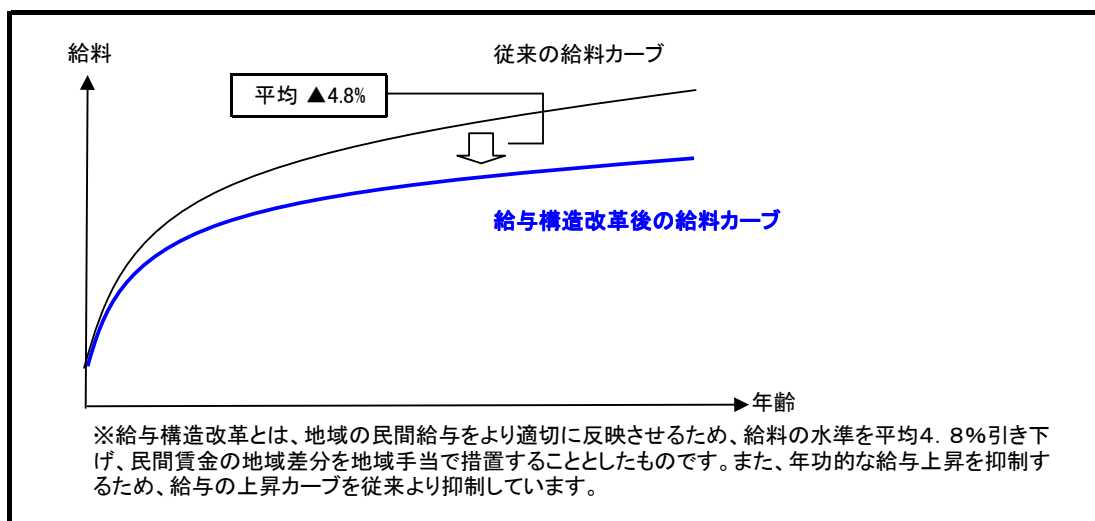
平成19年4月現在における国の行政機関に勤務する守衛、用務員、自動車運転手などの技能労務職員と、本県の技能労務職員との給料水準の比較(ラスパイレス指数)は、次のとおりとなっております。

ラスパイレス指数	国の技能労務職員	本県の技能労務職員
	100	122.5

(4) その他給与に関する事項

①給料表

平成18年4月に実施した給与構造改革により、現業職給料表については、給料表の水準を平均で4.8%引き下げました。(給料表については別紙のとおりです。ただし、本県の財政事情を考慮し、1%の給料カットを実施しています。)



②手当

現在支給されている主な手当については、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末・勤勉手当であり、社会情勢の変化に応じて、近年、次のような手当の見直しを行いました。

【近年の主な手当の見直し】

特殊勤務手当

平成12年度から特殊性が薄れている13手当を廃止し、残りの20手当についても支給要件を限定しました。

退職手当

平成16年1月から長期勤続後の退職者の加算率を引き下げ、平成16年度から退職時特別昇給を廃止しました。

期末・勤勉手当

平成17年度から勤勉手当に成績率を導入しました。また、平成19年度から職務に応じて役職加算を見直し、平成20年度からは期末手当の除算対象期間に病気休職を追加します。

地域手当

平成18年度から和歌山市、橋本市以外の1.5%支給を廃止しました。(経過措置あり)

※手当についての詳細は、本県ホームページ【県職員の給与等の現状(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010200/data/index.html>)】をご参照下さい。

③昇給基準

平成18年4月より勤務実績評価に基づく昇給(査定昇給)を行っており、現在では、毎年4月1日に前年度1年間の勤務実績を考慮して下記表のとおり昇給幅を決定しています。

勤務成績		極めて良好	特に良好	標準	不良	特に不良
昇給区分		A	B	C	D	E
平成20年4月期	57歳未満	6号給	4号給	3号給	1号給	昇給しない
	57歳以上	3号給	2号給	1号給	昇給しない	昇給しない

※上記の標準3号給昇給は昇給抑制期間中のものであり、同期間終了後は標準4号給昇給となります。

2 見直しに向けた基本的な考え方

一般的に県職員の給与は、地方公務員法の規定により、県人事委員会が県職員給与と県の民間企業の給与とを比較調査した結果に基づき、改定勧告を行うことにより決定されます。

しかし、技能労務職員については、一般職員とは異なり、地方公営企業法が適用され、その給与については地方公営企業法第38条第3項(企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない)の規定によることとされ、人事委員会勧告の対象外とされています。

したがって、技能労務職員の給与については、人事委員会勧告により給与が決定される一般職員の状況を参考にしつつ、職員団体との交渉により決定してきました。

その過程においては、社会情勢に応じた現業職給料表の改定や上記1(4)②に掲げるような諸手当の見直しなど適正化に努めてきました。

しかしながら、現在の技能労務職員の給与水準については、民間の類似業務従事者と比較した場合、高いものとなっておりますので、今後はその給料水準の見直しに向けた取組をさらに強化していきます。

3 具体的な取組内容

平成20年12月までに以下のような取組を進め、現行の技能労務職員の給与制度を見直します。

- ① 給料(基本給)については、より民間の給与を反映させることを念頭に、今後職員団体ほか関係機関と協議を進め、その水準や運用のあり方について見直してまいります。
- ② 諸手当については、これまでも社会情勢の変化に応じて見直しを行ってきましたが、今後とも引き続き、その見直しを強化してまいります。

4 その他

本県の技能労務職員は、平成12年度以降退職不補充によって約200名の職員数を削減し、平成19年4月現在で421名となっています。

また、この先5年間でも約100名(全体の24%)の定年退職者が見込まれます。

今後も退職不補充を継続するとともに、技能労務職から行政職への任用替えを実施することにより、技能労務職員のさらなる定数削減を推進します。

また、県民サービスの水準を維持しつつ「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」を基本に民間委託を積極的に推進するほか、業務の縮小や一部廃止を行い、事務事業の抜本的な見直しを実施していきます。

【現業職給料表】

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	126,800	185,800	222,900	262,300	289,700
	2	127,900	187,600	224,800	264,400	292,000
	3	129,000	189,400	226,700	266,500	294,300
	4	130,100	191,200	228,500	268,600	296,600
	5	131,200	192,800	230,200	270,700	298,700
	6	132,300	194,600	232,100	272,800	301,000
	7	133,400	196,400	234,000	274,900	303,300
	8	134,500	198,200	235,800	277,000	305,600
	9	135,600	200,000	237,700	279,100	307,800
	10	136,700	201,800	239,600	281,200	310,100
	11	137,900	203,600	241,500	283,300	312,400
	12	139,000	205,400	243,400	285,400	314,700
	13	140,100	207,000	245,300	287,500	316,900
	14	141,200	208,900	247,200	289,600	319,100
	15	142,300	210,800	249,000	291,700	321,300
	16	143,400	212,700	250,800	293,800	323,500
	17	144,500	214,600	252,600	295,900	325,700
	18	145,900	216,500	254,600	298,000	327,800
	19	147,200	218,400	256,600	300,100	329,900
	20	148,500	220,300	258,600	302,200	332,000
	21	149,800	222,000	260,500	304,300	334,100
	22	151,300	223,900	262,400	306,400	336,200
	23	152,800	225,800	264,300	308,500	338,300
	24	154,400	227,700	266,200	310,600	340,400
	25	155,700	229,500	268,200	312,600	342,300
	26	157,200	231,300	270,100	314,700	344,300
	27	158,700	233,100	272,000	316,800	346,300
	28	160,200	234,900	273,900	318,900	348,300
	29	161,600	236,500	275,800	320,900	350,200
	30	164,300	238,000	277,700	323,000	352,100
	31	166,900	239,500	279,600	325,100	354,000
	32	169,500	241,000	281,500	327,200	355,900
	33	172,200	242,500	283,200	329,100	357,800
	34	173,900	244,000	285,100	331,200	359,600
	35	175,600	245,500	287,000	333,300	361,400
	36	177,300	247,100	288,900	335,400	363,200
	37	178,800	248,400	290,600	337,300	365,100
	38	180,600	250,000	292,400	339,300	366,600
	39	182,400	251,600	294,200	341,300	368,100
	40	184,200	253,200	296,000	343,300	369,600
	41	185,800	254,600	297,900	345,200	371,100
	42	187,300	256,000	299,600	347,100	372,300
	43	188,800	257,400	301,300	349,000	373,500
	44	190,300	258,800	303,000	350,900	374,700
	45	191,600	260,100	304,700	352,800	375,700
	46	192,900	261,500	306,400	354,400	376,600
	47	194,200	262,900	308,100	356,000	377,500
	48	195,500	264,300	309,800	357,600	378,400
	49	196,900	265,600	311,300	359,300	379,400
	50	198,200	266,900	312,900	360,500	380,200
	51	199,500	268,200	314,500	361,700	381,000
	52	200,800	269,500	316,100	362,900	381,800
53	202,000	270,600	317,800	363,900	382,700	

再任用職員 以外の職員	54	203,300	271,900	319,400	365,000	383,400
	55	204,600	273,200	321,000	366,100	384,100
	56	205,900	274,500	322,600	367,200	384,800
	57	207,100	275,700	324,100	368,100	385,500
	58	208,200	276,800	325,300	368,800	386,200
	59	209,300	277,900	326,500	369,500	386,900
	60	210,400	279,000	327,700	370,200	387,600
	61	211,600	280,200	328,800	370,800	388,100
	62	212,600	281,200	329,800	371,500	388,800
	63	213,600	282,200	330,800	372,200	389,500
	64	214,600	283,200	331,800	372,900	390,200
	65	215,600	284,200	332,700	373,400	390,700
	66	216,600	285,100	333,500	374,100	391,400
	67	217,600	286,000	334,300	374,800	392,100
	68	218,600	286,900	335,100	375,500	392,800
69	219,600	287,900	336,000	376,000	393,300	
70	220,600	288,700	336,700	376,700	394,000	
71	221,600	289,500	337,400	377,400	394,700	
72	222,600	290,300	338,100	378,100	395,400	
73	223,400	291,100	338,600	378,600	395,900	
74	224,400	291,600	339,200	379,300	396,600	
75	225,400	292,100	339,800	380,000	397,300	
76	226,500	292,600	340,400	380,700	398,000	
77	227,300	293,000	340,800	381,200	398,500	
78	228,100	293,400	341,300	381,800	399,200	
79	228,900	293,800	341,800	382,400	399,900	
80	229,700	294,200	342,300	383,000	400,600	
81	230,500	294,500	342,800	383,700	401,100	
82	231,200	294,900	343,300	384,300	401,800	
83	231,900	295,300	343,800	384,900	402,500	
84	232,600	295,700	344,300	385,500	403,200	
85	233,400	296,000	344,800	386,200	403,700	
86	234,200	296,400	345,300	386,800		
87	235,000	296,800	345,800	387,400		
88	235,800	297,200	346,300	388,000		
89	236,500	297,500	346,700	388,700		
90	237,200	297,900	347,200	389,300		
91	237,900	298,300	347,700	389,900		
92	238,600	298,700	348,200	390,500		
93	239,400	298,900	348,500	391,200		
94	240,100	299,300	349,000			
95	240,800	299,700	349,500			
96	241,500	300,100	350,000			
97	242,300	300,300	350,300			
98	242,800	300,700	350,800			
99	243,300	301,100	351,300			
100	243,800	301,500	351,800			
101	244,100	301,700	352,100			
102		302,100	352,500			
103		302,500	352,900			
104		302,900	353,300			
105		303,100	353,800			
106		303,500	354,200			
107		303,900	354,600			
108		304,300	355,000			
109		304,500	355,500			
110		304,900	355,900			
111		305,300	356,300			
112		305,700	356,700			
113		305,900	357,200			
114		306,300				
115		306,700				

	116		307,100			
	117		307,300			
	118		307,600			
	119		307,900			
	120		308,200			
	121		308,600			
	122		308,900			
	123		309,200			
	124		309,500			
	125		309,900			
再任用 職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000